

令和6年4月10日

保護者様

茨城県立水戸第二高等学校長 渡邊 剛

「体験活動推進日（ラーケーション）」について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろより本校の教育活動に対しご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では今年度より、すべての県立高等学校で、生徒が校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保することを目的とした体験活動推進日（ラーケーション）を設けることになりました。

つきましては、本校での体験活動推進日（ラーケーション）につきまして、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

1 取得について

年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日とする。

なお、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

2 申請方法

本校所定の申請用紙を、本校ホームページからダウンロードまたは、担任から申請用紙を受け取り、保護者の署名を付して、原則として1週間前までに担任に申請する。

3 体験活動推進日（ラーケーション）を取得することができない日（期間）

○全校生徒を対象とした行事

4月の始業式から1日HRまでの期間、卒業式、定期テスト、一斉テスト、進研模試(7月)、みやび祭、体育祭、クラスマッチ

○学年が必要と定めた行事

〔1年〕：道徳講演会、SSH講演会、国際理解講演会、伝統芸能鑑賞会、大学見学会
SSH研究成果報告会

〔2年〕：国際理解講演会、伝統芸能鑑賞会、大学模擬授業、SSH研究成果報告会
OGインパルス、修学旅行

〔3年〕：共通テスト説明会、全統共通模試(10月)、推薦入試説明会【希望者】
小論文説明会【希望者】

4 その他

(1) 取得前

生徒及び保護者は、茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」を活用し、体験活動について計画する。その際、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）をしておくこと。

※茨城県が作成した「パンフレット」「リーフレット」は、本校ホームページに掲載します。

(2) 取得後

生徒は、体験したことについて、保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りを行うこと。